

事 務 連 絡
平成 2 1 年 6 月 1 日

社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療指導課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。



事務連絡
平成21年6月1日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成21年6月1日付け厚生労働省告示第317号及び第318号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目及び外用薬2品目について、薬価基準の別表に記載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,149	4,610	3,166	42	16,967

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬1品目及び外用薬2品目について、掲示事項等告示の別表第8に記載して、平成22年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第8に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	239	101	76	5	421

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	ピンドロール錠 1 mg 「日医工」	ピンドロール	1 mg 1 錠	5.90
2	フルチカゾン点鼻液 50 μ g 「ガレン」 28噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	2.04mg 4 mL 1 瓶	636.40
3	フルチカゾン点鼻液 50 μ g 「ガレン」 56噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	4.08mg 8 mL 1 瓶	1,262.40

(参 考)

掲示事項等告示

別表第 8 第 6 部 (平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	ピンドロール錠 1 mg 「テイコク」	ピンドロール	1 mg 1 錠	5.90
2	フルチカゾン点鼻液 50 μ g 「テイコク」 28噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	2.04mg 4 mL 1 瓶	636.40
3	フルチカゾン点鼻液 50 μ g 「テイコク」 56噴霧用	プロピオン酸フルチカゾン	4.08mg 8 mL 1 瓶	1,262.40